

利用上の注意

1 「令和3年経済センサス-活動調査 産業別集計（卸売業・小売業）」における集計対象等について

「令和3年経済センサス-活動調査 産業別集計（卸売業・小売業）」は、令和3年経済センサス-活動調査（以下「活動調査」という。）の調査結果のうち、産業大分類が「I－卸売業，小売業」に格付された事業所について、以下のとおり集計したものである。

(1) 第1表、参考表1

産業大分類「I－卸売業，小売業」に格付された事業所を全て集計対象としているが、年間商品販売額及び売場面積は、数値が得られた法人組織の事業所について集計した。

(2) 第2表～第11表、参考表2～4

産業大分類「I－卸売業，小売業」に格付された事業所のうち、以下の全てに該当する事業所について集計した。

ア 管理、補助的経済活動のみを行う事業所ではないこと

イ 産業細分類が格付不能の法人組織の事業所または産業小分類が格付不能の個人経営（法人でない団体を含む）の事業所ではないこと

ウ 卸売の商品販売額（仲立手数料を除く）、小売の商品販売額及び仲立手数料のいずれの金額も無い法人組織の事業所ではないこと

このため、上記(1)の集計と事業所数、従業者数、年間商品販売額は一致しない（表1）。

なお、売場面積については、当該調査項目の数値が得られた事業所が同じであることから、同値となっている（表1）。

表1 「法人組織の事業所と個人経営の事業所の合計」の表における卸売業及び小売業の合計の比較

集計表名	事業所数	従業者数（人）	年間商品販売額（百万円）	売場面積（㎡）
第1表	26,387	216,784	6,697,907	3,711,419
参考表1				
第2表以降	22,812	186,191	6,489,387	3,711,419
参考表2以降				

※第10表は、個々の商品別に延事業所数及び年間商品販売額を積み上げて計上しているため、表1とは一致しない。

2 事業所の産業の決定方法

事業所を産業分類別に集計するための産業の決定（格付）方法は、次のとおりである。

(1) 一般的な方法

ア 取扱商品が単品の場合

活動調査の卸売業及び小売業で用いる商品分類番号（5桁分類）（以下「商品分類番号」という。）の4桁で産業細分類を決定する。

イ 取扱商品が複数の場合

(ア) 卸売の商品販売額（仲立手数料を除く。）と小売の商品販売額を比較し、いずれの販売額が多いかによって卸売業か小売業かを決定する。

(イ) 商品分類番号上位2桁の販売額で分類集計し、その最も大きい上位2桁によって、産業中分類（2桁分類）を決定し、その決定された2桁の番号のうち、前記と同様な方法で上位3桁、上位4桁の順に分類し、産業細分類（4桁分類）を格付する。

(2) 特殊な方法

卸売業のうち「各種商品卸売業（従業者が常時100人以上のもの）」、「その他の各種商品卸売業」、「非鉄金属地金卸売業」及び「代理商、仲立業」、小売業のうち「百貨店、総合スーパー」、「その他の各種商品小売業（従業者が常時50人未満のもの）」、「各種食料品小売業」、「コンビニエンスストア（飲食料品を中心とするものに限る）」、「ドラッグストア」、「ホームセンター」、「たばこ・喫煙具専門小売業」及び「無店舗小売業」については、以下の方法で格付する。

個人経営については、調査票の「この事業所の主な事業の内容」を格付の参考としている。

ア 卸売業

(ア) 「5011 各種商品卸売業（従業者が常時100人以上のもの）」

表2の財別（生産財、資本財及び消費財）の3財にわたる商品を卸売し、各財の販売額がいずれも卸売販売総額（仲立手数料を除く。）の10%以上で、従業者が100人以上の事業所

(イ) 「5019 その他の各種商品卸売業」

表2の財別（生産財、資本財及び消費財）の3財にわたる商品を卸売し、商品分類番号上位3桁の販売額で分類集計した販売額がいずれも卸売販売総額（仲立手数料を除く。）の50%未満で、従業者が100人未満の事業所

表2 財別と商品分類

財 別	商品分類番号上位3桁	以下の産業分類に属する品目
生産財	511 532 533 534 535 536	繊維品卸売業（衣服、身の回り品を除く） 化学製品卸売業 石油・鉱物卸売業 鉄鋼製品卸売業 非鉄金属卸売業 再生資源卸売業
資本財	531 541 542 543 549	建築材料卸売業 産業機械器具卸売業 自動車卸売業 電気機械器具卸売業 その他の機械器具卸売業
消費財	512 513 521 522 551 552 553 559	衣服卸売業 身の回り品卸売業 農畜産物・水産物卸売業 食料・飲料卸売業 家具・建具・じゅう器等卸売業 医薬品・化粧品等卸売業 紙・紙製品卸売業 他に分類されない卸売業

なお、上記(ア)、(イ)について、生産財、資本財及び消費財の3財にわたる商品を扱っていても、生

産財の商品分類番号が「536」（再生資源卸売業に属する品目）のみ、または、消費財の商品分類番号が「559」（他に分類されない卸売業に属する品目）のみの場合には、一般的な方法による卸売業格付とする。

(ウ) 「5351 非鉄金属地金卸売業」

「5599 他に分類されないその他の卸売業」に格付された事業所のうち、商品分類番号「55992 特殊景品」が最も大きく、「この事業所の主な事業の内容」の取扱商品または営業品目に非鉄金属の記載があった場合に「非鉄金属地金卸売業」に格付する。

(エ) 「5598 代理商，仲立業」

卸売の商品販売額（仲立手数料を除く。）と仲立手数料を比較し、仲立手数料が多い場合に「代理商，仲立業」に格付する。

イ 小売業

(ア) 「5611 百貨店，総合スーパー」

表3の「衣」、「食」及び「他」にわたる商品を小売し、「衣」、「食」及び「他」の各販売額がいずれも小売販売総額の10%以上70%未満で、従業者が50人以上の事業所

(イ) 「5699 その他の各種商品小売業（従業者が常時50人未満のもの）」

表3の「衣」、「食」及び「他」にわたる商品を小売し、「衣」、「食」及び「他」の各販売額がいずれも小売販売総額の50%未満で、従業者が50人未満の事業所

表3 「衣」、「食」及び「他」と商品分類

衣・食・他別	商品分類番号上位2桁	以下の産業分類に属する品目
衣	57	織物・衣服・身の回り品小売業
食	58	飲食料品小売業
他	59 60	機械器具小売業 その他の小売業

(ウ) 「5811 各種食料品小売業」

中分類「58 飲食料品小売業」に格付された事業所のうち、表4の商品分類番号上位3桁で分類集計した小売販売額が3つ以上あり、そのいずれもが商品分類番号「58」（飲食料品小売業に属する品目）の総額の50%に満たない事業所

表4 飲食料品小売業と商品分類

産業分類	商品分類番号上位3桁	以下の産業分類に属する品目
58 飲食料品小売業	582	野菜・果実小売業
	583	食肉小売業
	584	鮮魚小売業
	585	酒小売業
	586	菓子・パン小売業
	589	その他の飲食料品小売業

- (エ) 「5891 コンビニエンスストア（飲食料品を中心とするものに限る）」
 中分類「58 飲食料品小売業」に格付された事業所のうち、セルフサービス方式を採用し、売場面積が 30 m²以上 250 m²未満で、営業時間が 14 時間以上の事業所
- (オ) 「6031 ドラッグストア」
 小分類「603 医薬品・化粧品小売業」に格付された事業所のうち、以下のいずれかの事業所
- ・セルフサービス方式を採用し、一般用医薬品を小売している事業所
 - ・セルフサービス方式を採用し、「店舗形態」において「ドラッグストア」を選択した事業所
- (カ) 「6091 ホームセンター」
 中分類「60 その他の小売業」に格付された事業所のうち、以下のいずれかの事業所
- ・セルフサービス方式を採用し、売場面積が 500 m²以上で、金物、荒物、苗・種子のいずれかを小売している事業所
 - ・セルフサービス方式を採用し、売場面積が 500 m²以上で、「店舗形態」において「ホームセンター」を選択した事業所
- (キ) 「6092 たばこ・喫煙具専門小売業」
 商品分類番号「60921 たばこ・喫煙具」の販売額が小売販売総額の 90%以上の事業所
- (ク) 「61 無店舗小売業」
 「小売販売額の商品販売形態別割合」の店頭販売の割合が 0 %及び売場面積が 0 m²の事業所

3 主な用語の説明

(1) 事業所

経済活動が行われている場所ごとの単位で、原則として次の要件を備えているものをいう。

- ア 一定の場所（1 区画）を占めて、単一の経営主体のもとで経済活動が行われていること
- イ 従業員と設備を有して、物の生産や販売、サービスの提供が継続的に行われていること

(2) 卸売業

主として次の業務を行う事業所をいう。

- ア 小売業者または他の卸売業者に商品を販売する事業所
- イ 産業用使用者（建設業、製造業、運輸業、飲食店、宿泊業、病院、学校、官公庁等）に業務用として商品を大量または多額に販売する事業所
- ウ 主として業務用に使用される商品〔事務用機械及び家具、病院・美容院・レストラン・ホテルなどの設備、産業用機械（農業用器具を除く）など〕を販売する事業所
- エ 製造業の会社が、別の場所で経営している自己製品の卸売事業所（主として管理事務のみを行っている事業所を除く）

たとえば、家電メーカーの支店、営業所が自己製品を問屋などに販売している場合、その支店、営業所は卸売事業所とする。

- オ 商品を卸売し、かつ、同種商品の修理を行う事業所

なお、修理料収入額の方が多くても同種商品を販売している場合は、修理業とせず卸売業とする。

- カ 主として手数料を得て他の事業所のために商品の売買の代理または仲立を行う事業所（代理商、仲立業）。「代理商、仲立業」には、一般的に、買継商、仲買人、農産物集荷業と呼ばれている事業所が含ま

れる。

(3) 小売業

主として次の業務を行う事業所をいう。

ア 個人（個人経営の農林漁家への販売を含む）または家庭用消費者のために商品を販売する事業所

イ 産業用使用者に少量または少額に商品を販売する事業所

ウ 商品を販売し、かつ、同種商品の修理を行う事業所

なお、修理料収入額の方が多くても、同種商品を販売している場合は修理業とせず小売業とする。

ただし、修理のみを専業としている事業所は、修理業〔大分類R－サービス業（他に分類されないもの）〕とし、修理のために部品などを取り替えても商品の販売とはしない。

エ 製造小売事業所（自店で製造した商品とその場所で個人または家庭用消費者に販売する事業所）

たとえば、菓子店、パン屋、豆腐屋、調剤薬局など。

なお、商品を製造する事業所が店舗を持たず通信販売により小売している場合は、製造業〔大分類E〕に分類される。

オ ガソリンスタンド

カ 主として無店舗販売を行う事業所（販売する場所そのものは無店舗であっても、商品の販売活動を行うための拠点となる事務所などがある訪問販売または通信・カタログ・インターネット販売の事業所など）で、主として個人または家庭用消費者に販売する事業所

キ 別経営の事業所

官公庁、会社、工場、団体、遊園地などの中にある売店等で他の事業者によって経営されている場合はそれぞれ独立した事業所として小売業に分類する。

(4) 従業者及び就業者

令和3年6月1日現在で、当該事業所の業務に従事している従業者、就業者をいう。

従業者とは「個人業主」、「無給家族従業者」、「有給役員」及び「常用雇用者」の計をいい、就業者とは従業者に「臨時雇用者」及び「他からの出向・派遣従業者」を合わせ「従業者・臨時雇用者のうち他への出向・派遣従業者」を除いたものをいう。

ア 個人業主

個人経営の事業主で実際に事業所を経営している人をいう。

イ 無給家族従業者

個人業主の家族で賃金・給与を受けず、常時従事している人をいう。

ウ 有給役員

法人、団体の役員（常勤、非常勤を問わない）で給与を受けている人をいう。

なお、重役や理事であっても、事務職員、労務職員を兼ねて一定の職務に就き、一般職員と同じ給与規則によって給与を受けている人は、「常用雇用者」に含まれる。

エ 常用雇用者

「無期雇用者」及び「有期雇用者（1か月以上）」に分けられる。

オ 無期雇用者

常用雇用者のうち、雇用契約期間を定めずに雇用されている人（定年まで雇用される場合を含む。）をいう。

カ 有期雇用者（1か月以上）

有期雇用者のうち、1か月以上の期間を定めて雇用されている人をいう。

キ 臨時雇用者（有期雇用者（1か月未満、日々雇用））

有期雇用者のうち、1か月未満の期間を定めて雇用されている人または日々雇用されている人をいう。

ク 従業者・臨時雇用者のうち他への出向・派遣従業者

有給役員、常用雇用者、臨時雇用者に該当する人のうち、労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律（昭和60年法律第88号）（以下「労働者派遣法」という。）でいう派遣労働者のほかに、在籍出向など当該事業所に籍を置いたまま、他の会社など別経営の事業所で働いている人をいう。

ケ 他からの出向・派遣従業者

労働者派遣法でいう派遣労働者、在籍出向など別経営である出向元に籍がありながら当該事業所に来て働いている人をいう。

(5) 年間商品販売額（法人組織の事業所のみ）

令和2年1月1日から12月31日までの1年間の当該事業所における有体商品の販売額をいう。したがって、土地・建物などの不動産及び株券、商品券、プリペイドカード、宝くじ、切手などの有価証券の販売額は含めない。

商品売買に関する仲立手数料収入を除く卸売の商品販売額に小売の商品販売額を加えることにより算出した。

(6) その他の収入額（法人組織の事業所のみ）

令和2年1月1日から12月31日までの1年間の商品販売に関する修理料及び仲立手数料、製造業、飲食部門、サービス業などの商業活動（商品販売額）以外の事業による収入額を合計したもの。

(7) 売場面積（法人組織の小売業のみ）

令和3年6月1日現在で、事業所が商品を販売するために実際に使用している売場の延床面積（食堂・喫茶、屋外展示場、配送所、階段、連絡通路、エレベーター、エスカレーター、休憩室、洗面所、事務室、倉庫等、また、他に貸している店舗（テナント）分は除く。）をいう。

ただし、牛乳小売業（宅配専門）、自動車小売業（新車・中古）、建具小売業、畳小売業、ガソリンスタンド、新聞小売業（宅配専門）の事業所については売場面積の調査を行っていない。

4 各統計表の表章項目の説明及び留意点

(1) 共通事項

ア 「不詳」について

統計表の表頭、表側中「不詳」とは、当該項目について調査をしていない以下の項目及び当該項目の数値が得られなかったことを表している。

(ア) 「売場面積」については、当該項目について調査をしていない牛乳小売業（宅配専門）、自動車小売業（新車・中古）、建具小売業、畳小売業、ガソリンスタンド、新聞小売業（宅配専門）の事業所並びに訪問販売、通信・カタログ販売、インターネット販売等で売場面積の無い事業所を不詳とした。

(イ) 「営業時間」階級については、営業時間に関する項目について調査をしていない牛乳小売業（宅配専門）、新聞小売業（宅配専門）の事業所を不詳とした。

イ 「個人」には「法人でない団体」を含む。

ウ 平成 28 年の個人経営の事業所は調査項目に売場面積を含まない。令和 3 年の個人経営の事業所は調査項目に年間商品販売額及び売場面積を含まない。

エ 「年間商品販売額」等については、原則消費税込みで把握しているが、一部の消費税抜きの回答については、「統計調査における売上高等の集計に係る消費税の取扱いに関するガイドライン（平成 27 年 5 月 19 日 各府省統計主管課長等会議申合せ）」に基づき、消費税込みに補正した上で結果表として集計した。

オ 調査票の欠測値や回答内容の矛盾などについて精査し、平成 28 年経済センサス-活動調査、令和元年経済センサス-基礎調査、経済構造実態調査及び報告者の公開情報等を基に、補足訂正を行った上で結果表として集計した。

(2) 第 1 表、参考表 1

ア 令和 3 年の数値の集計対象及び第 2 表以降との数値の違いについては、上文「1 「令和 3 年経済センサス-活動調査 産業別集計（卸売業・小売業）」における集計対象等について」を参照。

イ 平成 28 年以前の数値は、総務省・経済産業省『平成 28 年経済センサス-活動調査報告 第 7 巻 卸売業・小売業に関する集計 その 2 産業編（都道府県表）』より転載した。

ウ 平成 24 年、平成 26 年及び平成 28 年の数値は、管理、補助的経済活動を行う事業所、産業細分類が格付不能の事業所、卸売の商品販売額（仲立手数料を除く）、小売の商品販売額及び仲立手数料のいずれの金額も無い事業所を含む。

(3) 第 2 表

個人経営の事業所は産業細分類集計に含まれないため、事業所数（合計、従業者規模別）、従業者数、臨時雇用者、他からの派遣等従業者数について、産業中分類の計と産業細分類の計は一致しない。

(4) 第 2 表、第 3 表

産業細分類「5225 飲料卸売業（別掲を除く）」及び「5893 飲料小売業（別掲を除く）」の「別掲」には、以下の事業内容等が含まれる（表 5）。

表 5 産業分類名における「別掲」

産業分類名		別掲の内容	
分類	名称	分類	品名
5225	飲料卸売業（別掲を除く）	5222	酒類卸売業
		5226	茶類卸売業
		5227	牛乳・乳製品卸売業
5893	飲料小売業（別掲を除く）	585	酒小売業
		5892	牛乳小売業
		5894	茶類小売業

(5) 第 2 表、第 3 表、第 5 表、第 8 表

「その他の収入額」の内訳区分は、次のとおりである。

ア 修理料

商品を販売するかたわら、販売商品に関連した修理を行っている場合、その収入額。調査票の「販

売商品に関する修理料収入」により算出した。

イ 仲立手数料

他人または他の事業所のために仲立人として卸売業の商品売買のあっせんを行い、その仲立行為から得た手数料。調査票の「商品売買に関する仲立手数料収入」により算出した。

ウ 製造業

自店で製造した商品の卸売販売額、原材料を支給し委託生産したものに自社で加工処理して完成させた商品の卸売販売額及び受託製造の加工賃収入額。調査票の「事業別売上（収入）金額」のうち、「③製造品の出荷額・加工賃収入額」により算出した。

エ 飲食部門

客の注文に応じて調理した飲食料品を提供する事業の収入額及び飲食できる設備を有しその場所で料理等を飲食させた収入額。調査票の「事業別売上（収入）金額」のうち、「⑨飲食サービス事業の収入」により算出した。

オ サービス業

販売商品に関連しない各種修理、クリーニング、宅配便取次手数料など、サービスの提供に対する収入額。調査票の「事業別売上（収入）金額」のうち、「⑥建設業の収入（完成工事高）」、「⑦不動産事業の収入」、「⑧物品賃貸事業の収入」、「⑪電気、ガス、熱供給、水道事業の収入」、「⑫運輸、郵便事業の収入」、「⑬金融、保険事業の収入」、「⑭宿泊事業の収入」、「⑮生活関連サービス、娯楽事業の収入」、「⑯教育、学習支援事業の収入」、「⑰情報通信事業の収入」、「⑱学術研究、専門・技術サービス事業の収入」及び「⑲上記以外のサービス事業の収入」を合算し、「販売商品に関する修理料収入」を減算することにより算出した。

カ その他

上記ア～オ以外のその他の収入額。調査票の「事業別売上（収入）金額」のうち、「①農業、林業、漁業の収入」、「②鉱物、採石、砂利採取事業の収入」、「⑩医療、福祉事業の収入」を合算することにより算出した。

(6) 第6表

ア 商品販売形態区分（法人組織の小売業のみ）の年間商品販売額については、調査票の「小売販売額の商品販売形態別割合」をもとに計算した。

商品販売形態区分は、次のとおりである。

(ア) 店頭販売

店頭で商品を販売した場合をいう。なお、御用聞き及び自動車等の移動販売も含む。

(イ) 訪問販売

訪問販売員等が家庭などを訪問して商品を販売した場合をいう。仮設会場での展示販売も含む。

(ウ) 通信・カタログ販売

カタログ、テレビ、ラジオ等の媒体を用いてPRを行い、消費者から郵便、電話、FAX、銀行振込などの通信手段による購入の申込みを受けて商品を販売した場合をいう。

(エ) インターネット販売

インターネットにより購入の申込みを受けて商品を販売した場合をいう。

(オ) 自動販売機による販売

卸売業、小売業の事業所が管理している自動販売機で商品を販売した場合をいう。

(カ) その他

生活協同組合の「共同購入方式」、新聞や牛乳などの月極販売及び上記以外の販売形態で商品を販売した場合をいう。

イ 小売計の延事業所数は、1事業所で販売形態が2つ以上ある場合の数値数の合計であり、本表及び他表の事業所の合計とは一致しない。

ウ 卸売計の年間商品販売額は、小売業に格付した事業所のうち、卸売の年間商品販売額の計をいう。

(7) 第7表、第11表

ア 「1事業あたり販売額」は、年間商品販売額のない事業所は除いて算出した。

イ 「従業者1人あたり年間商品販売額」は、従業者のいない事業所（臨時雇用者や出向・派遣受入者のみの事業所）は除いて算出した。

ウ 「就業者1人あたり年間商品販売額」は、就業者のいない事業所は除いて算出した。

エ 「売場面積1㎡あたり年間商品販売額」は、売場面積不詳は除いて算出した。

オ 各計及び産業中分類の販売効率は、それぞれの集計値によって算出したため、各産業分類の販売効率の積み上げと一致しない。

(8) 第10表

ア 年間商品販売額は、個々の事業所の販売額上位15品目しか補足していないため、個々の品目の合計と「県計」、「卸売業計」、「小売業計」、また、他表の年間商品販売額とは一致しない。

イ 取扱い事業所数は、年間商品販売額の数値が得られた事業所について集計した。その集計方法については、事業所の年間商品販売額が次のような場合、

商品分類番号	商品名	年間商品販売額
57111	呉服・服地	700万円
57311	婦人服	300万円
60341	化粧品	800万円
計		1800万円

この事業所は、産業格付方法（「2 事業所の産業の決定方法」参照）により「5711 呉服・服地小売業」に格付され、第10表を除く統計表では事業所数「1」として計上される。

一方、第10表では商品別に事業所が計上されるため、上記の例においては、取扱商品「57111 呉服・服地」、「57311 婦人服」、「60341 化粧品」の各商品に事業所数「1」が計上され、県計、卸売業計、小売業計の事業所数は延事業所数となり、他表の事業所数とは一致しない。

(9) 参考表1～4

「年間商品販売額」の産業分類別数値については、十万円単位で四捨五入を行い百万円単位での金額表示をしているため、数値の積み上げが合計値と必ずしも一致しない。

5 県内の地域区分

参考表 2、3 における地域区分は以下の表による。

地域名	市 郡 名
県北	日立市、常陸太田市、高萩市、北茨城市、常陸大宮市、久慈郡（大子町）
県央	水戸市、笠間市、ひたちなか市、那珂市、小美玉市、東茨城郡（茨城町、大洗町、城里町）、那珂郡（東海村）
鹿行	鹿嶋市、潮来市、神栖市、行方市、鉾田市
県南	土浦市、石岡市、龍ヶ崎市、取手市、牛久市、つくば市、守谷市、稲敷市、かすみがうら市、つくばみらい市、稲敷郡（美浦村、阿見町、河内町）、北相馬郡（利根町）
県西	古河市、結城市、下妻市、常総市、筑西市、坂東市、桜川市、結城郡（八千代町）、猿島郡（五霞町、境町）

6 記号及び注記

- (1) 各項目の金額は、単位未満を四捨五入している。このため、内訳の計と合計が一致しない場合がある。
- (2) 比率は、小数点以下第 2 位で四捨五入している。このため、「構成比」については、内訳の計と合計が一致しない場合がある。
- (3) 「-」は該当数値なし、「0.0」は四捨五入による単位未満であることを示している。
- (4) 「△」は、数値がマイナスであることを示している。

7 秘匿

- (1) 「X」は、集計対象となる事業所数が 1 または 2 であるため、集計結果をそのまま公表すると個々の報告者の秘密が漏れるおそれがある場合に該当数値を秘匿した箇所である（一次秘匿）。また、集計対象が 3 以上の事業所に関する数値であっても、集計対象が 1 または 2 の事業所の数値が合計との差引きで判明する箇所は、併せて「X」としている（二次秘匿・三次秘匿）。
- (2) 二次秘匿・三次秘匿は以下を基本とした。
 - ア 事業所数の最も少ない産業分類、市町村、規模等を秘匿した。ただし、産業分類については、同一分類内に「その他の云々」、「他に分類されない云々」などがある場合、それらを優先的に秘匿した。
 - イ 事業所数が同数の場合、最も少ない年間商品販売額、その他の収入額、売場面積等を秘匿した。
- (3) 統計表と関連する国の統計表がある場合、国が秘匿した箇所を秘匿した。これに伴い集計対象が 3 以上の事業所に関する数値であっても、併せて「X」とした場合がある。
- (4) 以上を基本に秘匿を行うが、可能な限り多くの数値を表示する為に、二次秘匿・三次秘匿は上記(2)によらず別の箇所を秘匿した場合がある。

8 その他

- (1) 従業上の地位のうち雇用者の内訳について、「統計調査における労働者の区分等に関するガイドライン（平成 27 年 5 月 19 日各府省統計主管課長等会議申合せ）」に基づき、「正社員、正職員」、「正社員、正職員以外」から「無期雇用者」、「有期雇用者（1 か月以上）」の区分に変更を行った。

このため、雇用者の内訳については、時系列比較を行うことはできない。

<ガイドライン>

https://www.soumu.go.jp/main_content/000777099.pdf

(2) 調査対象事業所は、「国税庁法人番号公表サイト」情報から、過去の調査では捉えていない外観からの確認では把握が困難な事業所を加えた調査名簿を基に調査を行った。

このため、従来の調査よりも幅広く事業所を捉えており、単純に比較ができない。集計結果の時系列比較を行う際は、十分な留意が必要である。

(3) この調査結果報告書は、総務省・経済産業省が実施した令和3年経済センサス-活動調査の「卸売業・小売業」確報結果の調査票情報を基に茨城県が独自に集計したものである。

(4) 調査結果の概要及び統計表に掲載された数値を他に引用・転載する場合は、以下を参考に出典を明記されたい。

(例)

- ・資料：茨城県政策企画部統計課「令和3年経済センサス-活動調査 産業別集計（卸売業・小売業）」
- ・茨城県政策企画部統計課「令和3年経済センサス-活動調査 産業別集計（卸売業・小売業）」より
- ・「令和3年経済センサス-活動調査 産業別集計（卸売業・小売業）」（茨城県政策企画部統計課、令和5年5月）より
- ・茨城県政策企画部統計課が令和5年5月に発表した「令和3年経済センサス-活動調査 産業別集計（卸売業・小売業）」によると…

(5) 問合せ先

〒310-8555 茨城県水戸市笠原町 978 番 6

茨城県政策企画部統計課 商工農林グループ

電話：029 - 301 - 2656（直通）

Mail:tokei4@pref.ibaraki.lg.jp